

役員数を増減する場合など・・・

規約変更理由

副会長職の業務が多忙なため兼務と人数を見直し、顧問を置くことができる規定をやめて新たに業務役員4人を設け、役員数を増員するもの

〇〇町内会規則

(変更前)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1人
- 2) 副会長 3人 (総務・環境・防犯防災を兼務)
- 3) 会計 2人
- 4) 会計監査 2人

2 本会に顧問を置くことができる。

(変更後)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 1) 会長 1人
- 2) 副会長 2人
- 3) 会計 2人
- 4) 会計監査 2人
- 5) 業務役員 4人

区域の追加・変更する場合など・・・

規約変更理由

構成員が区域外に住居を変更したため、本会の区域に追加するもの。